

政

令

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第四百一十号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

第三十一条の四の二中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

附則第三条中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

附則第八条第一項中「平成三十一年十一月一日から平成三十二年一月三十一日まで」を「令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日まで」に改め、同項第一号中「平成三十一年七月三十一日」を「令和元年七月三十一日」に改め、同項第三号中「平成三十一年八月分」を「令和元年八月分」に改め、同条第三項中「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に、「附則第七条第三項」を「附則第八条第三項」に、「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条第一項中「平成三十一年十一月一日から平成三十二年一月三十一日まで」を「令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日まで」に改め、同項第一号中「平成三十一年七月三十一日」を「令和元年七月三十一日」に改め、同項第三号中「平成三十一年八月分」を「令和元年八月分」に改め、同条第二項中「平成三十一年十一月分」を「令和元年十一月分」に改め、同条第九項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に、「附則第七条第三項」を「附則第八条第三項」に、「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条を附則第八条とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七條 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、

第二十八条第一項中「一年」とあるのは、「六月」と、同条第三項第二号中「最後の十二月」とあるのは、「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ）」とする。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七條 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、

第二十八条第一項中「一年」とあるのは、「六月」と、同条第三項第二号中「最後の十二月」とあるのは、「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ）」とする。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七條 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、

第二十八条第一項中「一年」とあるのは、「六月」と、同条第三項第二号中「最後の十二月」とあるのは、「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ）」とする。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七條 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、

第二十八条第一項中「一年」とあるのは、「六月」と、同条第三項第二号中「最後の十二月」とあるのは、「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ）」とする。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七條 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、

第二十八条第一項中「一年」とあるのは、「六月」と、同条第三項第二号中「最後の十二月」とあるのは、「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ）」とする。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七條 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、

第二十八条第一項中「一年」とあるのは、「六月」と、同条第三項第二号中「最後の十二月」とあるのは、「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ）」とする。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七條 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、

第二十八条第一項中「一年」とあるのは、「六月」と、同条第三項第二号中「最後の十二月」とあるのは、「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ）」とする。

2 前項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練修了支援給付金又は父子家庭高等職業訓練修了支援給付金を支給する場合における第二十九条第二項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十九条第二項第一号中「一年」とあるのは、「六月」とする。

附則

この政令は、令和三年四月二十三日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

省

令

〇総務省令第四十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十六日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四号の四中「~~ロ~~ハ」を「~~ロ~~カ」に改める。

（電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部改正）

第二条 電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第三条若しくは第八条第一項」を「第三十五条若しくは第四十条第一項」に改める。

別表第一号様式から別表第三号様式までの規定中「~~ロ~~ハ」を「~~ロ~~カ」に改める。

（無線従事者規則の一部改正）

第三条 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四号様式第二注2中「~~ロ~~カ」を「~~ロ~~キ」に、「~~ロ~~キ」を「~~ロ~~カ」に改め、同様式第三注3中「~~ロ~~カ」を「~~ロ~~キ」に、「~~ロ~~キ」を「~~ロ~~カ」に改める。

（電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部改正）

第四条 電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「記載して、記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第三十一条第二項中「署名押印して行う」を「署名して行う」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第八十七号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の九第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十六日

厚生労働大臣 田村 憲久